

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月16日

【会社名】 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

【英訳名】 Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長
杉江 俊彦

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役常務総務統括部長
西山 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役常務総務統括部長
西山 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社は、2020年6月15日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月15日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額 2,280,975,756円

ロ 効力発生日

2020年6月16日

第2号議案 定款一部変更の件

イ より一層のガバナンスの高度化を図ることが重要と考え、機関設計を監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行するため、各委員会および執行役に係る規定の追加、監査役および監査役会に係る規定の削除等を行うものであります。

ロ 現行定款の趣旨（剰余金の配当等を株主総会と取締役会のいずれにおいても決議できること）をより明確にするために文言の修正を行うものであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

赤松 憲、杉江 俊彦、竹内 徹、伊倉 秀彦、西山 茂、白井 俊徳、久保山 路子、飯島 彰己、土井 美和子、小山田 隆、平田 竹男、古川 英俊、橋本 副孝を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) (注) 4 |
|---------------------|------------|------------|------------|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 2,720,951 | 14,478 | 0 | (注) 1 | 可決 97.49 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 2,717,607 | 17,829 | 0 | (注) 2 | 可決 97.37 |
| 第3号議案 取締役13名選任の件 | | | | | |
| 赤松 憲 | 2,265,705 | 468,821 | 844 | (注) 3 | 可決 81.18 |
| 杉江 俊彦 | 2,202,416 | 532,949 | 0 | | 可決 78.91 |
| 竹内 徹 | 2,362,169 | 373,207 | 0 | | 可決 84.64 |
| 伊倉 秀彦 | 2,711,063 | 24,313 | 0 | | 可決 97.14 |
| 西山 茂 | 2,642,494 | 92,873 | 0 | | 可決 94.68 |
| 白井 俊徳 | 2,598,772 | 135,776 | 819 | | 可決 93.12 |
| 久保山 路子 | 2,701,231 | 34,145 | 0 | | 可決 96.79 |
| 飯島 彰己 | 2,396,075 | 338,473 | 819 | | 可決 85.85 |
| 土井 美和子 | 2,721,891 | 13,486 | 0 | | 可決 97.53 |
| 小山田 隆 | 2,347,494 | 387,057 | 0 | | 可決 84.11 |
| 平田 竹男 | 2,720,925 | 14,452 | 819 | | 可決 97.49 |
| 古川 英俊 | 2,313,281 | 421,268 | 819 | | 可決 82.89 |
| 橋本 副孝 | 2,723,427 | 11,950 | 0 | | 可決 97.58 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成割合は、株主総会前日までの議決権行使個数と株主総会当日出席による議決権行使個数の合計を分母として算出している。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び本総会に出席した株主のうち議案への賛成、反対および棄権について確認ができた一部の株主の議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、確認ができた一部の株主を除く本総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。